

都市計画道路補助第128号線
(松原三丁目)

みちづくりニュース No.3

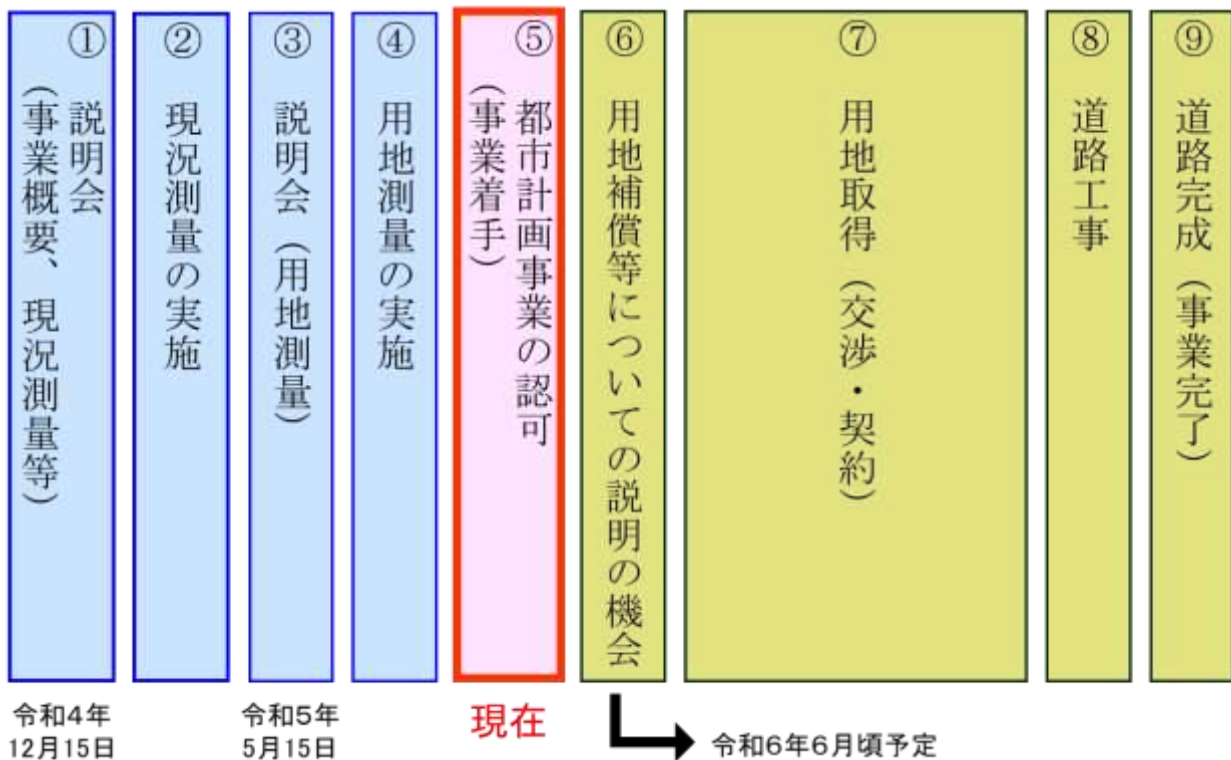
令和6年3月発行
発行:世田谷区 道路・交通計画部
道路計画課
〒158-0094
世田谷区玉川1-20-1
電話 03(6432)7935
ファクシミリ 03(6432)7991

都市計画事業の認可を取得しました

区では、都市計画道路補助線街路第128号線(松原三丁目)の整備に向けて、令和4年度に、都市計画道路の区域と、現地状況を把握する現況測量を実施し、令和5年度に、都市計画道路にかかる敷地の面積を明確にする用地測量を実施するなど都市計画事業の認可取得に向け取り組んでまいりました。調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、令和6年3月7日に都市計画事業認可を東京都から取得し、道路事業に着手することになりました。事業期間は令和13年3月までの約7年間の予定です。

今後、事業を進めるにあたり、用地補償に関する内容を中心とした説明会の開催を予定しております。引き続き、早期の道路整備をめざしてまいりますので、ご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。



事業の概要、事業認可取得後の各種制限について

本事業の概要について

都市計画事業名称

- ・東京都市計画道路事業幹線街路
補助線街路第128号線

施行者の名称

- ・世田谷区

事業地

- ・世田谷区松原三丁目地内



建築等の制限について

事業認可日(令和6年3月7日)以降、事業地内で次のことをする場合は、世田谷区長の許可が必要になります。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物や工作物の建設
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積

土地建物の売買の制限について

事業地内の土地建物を売る場合には、事前に、買い主や予定金額などを、世田谷区へ届け出ることが必要になります。また、その届出後30日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

【お問い合わせ先】

世田谷区 道路・交通計画部 道路計画課 担当 志村、小林
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1二子玉川分庁舎A棟3階
電話 03(6432)7935 ファクシミリ 03(6432)7991

みちづくりニュースや説明会で使用した資料については、
区のホームページで公開しています。



※区ホームページトップ画面の検索欄にページ番号を入れても、アクセスが可能です。
(ページ番号:208747)

